

第 3 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

日 時 平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日 (水)

場 所 有明町公民館 2 階ホール

白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会

第 3 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日 (水)					
招 集 場 所	有明町公民館 2 階ホール					
開会日時及び宣告	平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分	議長	喜 多 輝 昭			
会 議 録 署 名 委 員	高 尾 茂		小 野 茂			
出席委員並びに 欠席委員 出 席 1 8 名 欠 席 1 名 凡 例 × 出席 欠席	委 員 氏 名		出欠 等	委 員 氏 名		出欠 等
	会 長	喜 多 輝 昭		委 員	北 村 美 佐 子	
	副 会 長	小 池 善 夫		委 員	副 島 正 典	
	委 員	山 崎 昭 維		委 員	堤 熊 雄	
	委 員	片 淵 弘 晃		委 員	龍ヶ江 淑 子	
	委 員	栗 山 紀 平		委 員	片 淵 一 吉	
	委 員	小 野 茂		委 員	樋 口 和 敏	
	委 員	田 中 昭		委 員	古 賀 キヨミ	
	委 員	久 原 房 義		委 員	高 尾 茂	
	委 員	江 口 剛 太 郎		委 員	中 野 哲 太 郎	×
委 員	香 月 幸 雄					
幹 事 会 等	幹 事 長	大 串 和 夫		住 民 副 部 会 長	光 武 清 人	
	副 幹 事 長	鐘ヶ江 武 勇		福 祉 部 会 長	大 串 正 敏	
	副 幹 事 長	川 崎 啓 義		福 祉 副 部 会 長	小 野 信 子	
	総 務 部 会 長	北 島 正 人		福 祉 副 部 会 長	川 崎 初	
	総 務 副 部 会 長	溝 上 光 一		議 会 事 務 局 部 会 長	松 下 博 文	
	総 務 副 部 会 長	本 山 静 男		議 会 事 務 局 副 部 会 長	鶴 崎 進	
	企 画 部 会 長	山 下 正 行		議 会 事 務 局 副 部 会 長	百 武 和 義	
	企 画 副 部 会 長	小 野 勝 康		農 業 委 員 会 部 会 長	前 田 昌 彦	
	企 画 副 部 会 長	小 笠 原 光 義		農 業 委 員 会 副 部 会 長	木 下 善 明	
	住 民 部 会 長	松 尾 浩 記		農 業 委 員 会 副 部 会 長	森 重 海	
	住 民 副 部 会 長	正 宝 英 毅				
合 併 協 議 会 事 務 局	事 務 局 長	上 野 達 馬		調 整 班 長	相 浦 勝 美	
	事 務 局 次 長	鮎 川 慎 吾		総 務 班	木 須 英 喜	
	総 務 班 長	小 池 武 敏		計 画 班	川 崎 常 弘	
	計 画 班 長	古 田 正 孝		調 整 班	堤 和 彦	
会 議 次 第	別 紙 の と お り					

第 3 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

事 件 番 号	会 議 録 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	挨 拶	1 ~ 2
	会議録署名委員の指名	2
協議事項		
協議第 1 9 号	地方審議会の取扱い	3 ~ 6
協議第 2 0 号	議会議員の定数及び任期の取扱い	6 ~ 1 6
協議第 2 1 号	農業委員の定数及び任期の取扱い	1 6 ~ 1 8
協議第 2 2 号	地方税の取扱い	1 9 ~ 2 2
協議第 2 3 号	使用料、手数料の取扱い(窓口業務関係の取扱い)	
協議第 2 4 号	納税関係の取扱い	
協議第 2 5 号	ごみ、し尿処理の取扱い	2 2 ~ 2 4
協議第 2 6 号	国民健康保険事業の取扱い	2 4 ~ 2 6
協議第 2 7 号	各福祉制度(高齢者福祉の取扱い)	2 6 ~ 3 1
協議第 2 8 号	各福祉制度(母子、児童福祉の取扱い)	
協議第 2 9 号	各福祉制度(障害者福祉の取扱い)	
協議第 3 0 号	社会福祉協議会の取扱い	3 1 ~ 3 4
協議第 3 1 号	保健衛生の取扱い	
そ の 他	第 3 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 の 日 程 に つ い て	3 4 ~ 3 5
	閉 会	3 5

第3回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年12月10日(水)
場 所 有明町公民館2階ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 協議事項

協議第19号 地域審議会の取扱い

協議第20号 議会議員の定数及び任期の取扱い

協議第21号 農業委員の定数及び任期の取扱い

協議第22号 地方税の取扱い

協議第23号 使用料、手数料等の取扱い(窓口業務関係の取扱い)

協議第24号 納税関係の取扱い

協議第25号 ごみ、し尿処理の取扱い

協議第26号 国民健康保険事業の取扱い

協議第27号 各福祉制度(高齢者福祉の取扱い)

協議第28号 各福祉制度(母子、児童福祉の取扱い)

協議第29号 各福祉制度(障害者福祉の取扱い)

協議第30号 社会福祉協議会の取扱い

協議第31号 保健衛生の取扱い

(2) その他

第4回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

5. 閉 会

副 会 長	<p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>委員の皆様方、本日の協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ただいまから第3回白石・福富・有明3町合併協議会を開会いたします。</p> <p>最初に、会長からご挨拶がございます。その後、規則にのっとりまして会長が議事進行をいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。今年も残すところ3週間余りでございますけれども、皆さん方、大変忙しい中、本日はご参集いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>国の方でも予算の編成といいますか、間もなく新年度の予算等に入るわけでございます。昨日の新聞にも1日の知事会でこういうことを踏まえながら三位一体の改革の話がなされた記事が載っておりましたけれども、今、そういう中で譲歩のない省庁、あるいはそれに対して地方は猛反発をしているというようなことの記事が載っておりました。これは1つは国と地方の対立でございますけれども、いずれにいたしましても、国の方は金がないということでございまして、いろいろ話を聞いておりますと、国の方でも実質的にどのようにしていいか、方策が具体的にわからないような状況になっているのじゃないか、こういうふうな状況でございます。</p> <p>そういう中で、先ほど申し上げましたように、国の方では金がない、ということから三位一体で改革をしながら国の方の削減をしていくということになりますと、いずれにしても、地方の財源というのが乏しくなってくる。例えば、新聞を見ておりますと、今のところは約5,000億円を地方に税として回しながら、交付税では1兆円の削減をする、あるいは補助金の削減、そして、そのほかの税の方でももっともっとといういろんな話がございますけれども、従来どおりの形にはならない。いずれにしても、国から地方へ回ってくる金というのが少なくなるというような状況でございます。</p> <p>そういうことから地方分権も進められておりますけれども、今、私どもとしても、この町村合併というのはどうしても進めていかなければならない、こういう状況下にあるわけでございます。</p> <p>そういうことで、第1回の11月1日の発足以来、今日が3回目の協議会になりますけれども、3町の合併を目標として、私ども、この協議</p>

<p>局 長</p>	<p>会を進めておるところでございますので、どうかひとつ皆さん方、十分な協議の上に、そして、すべての協定項目で合意が得られますように議事の進行、また、協議についてまとめることについてもご協力をいただきますようお願いを申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速、協議に入りますけれども、その前に事務局の方から修正事項があるということでございますので、事務局の方からよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の上野でございます。皆様方のお手元にお渡しをしております本日の協議会資料につきまして、一部訂正がありますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>16ページをお開き願いたいと思います。ごみ・し尿処理の取扱いということで、下の方に「ごみ袋等の種類及び販売単価」という一覧表を挙げておりますが、可燃ごみ(小)の白石町のところが26円ということに販売単価がなっておりますが、これを25円に訂正をお願いいたします。</p> <p>それと33ページをお願いいたします。保健衛生の取扱いの中でございますが、一覧表の成人健康診査という一覧表がありますが、基本健診の対象者、右の端の方に調整案として30歳以上ということで挙げております。これを白石町と福富町と同じように18歳から39歳ということでご訂正をお願いいたします。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の会議は、協議会委員19名に対しまして18名の出席でございますので、規約第10条第1項の会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名でございますけれども、議長が指名することになっておりますので、僭越ですが、私の方から指名をさせていただきます。</p> <p>有明町の_尾茂委員、福富町の小野茂委員の2名の方に会議録署名委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。</p> <p>協議事項に入りますが、今回は住民サービスにかかわる項目が多く出てまいります。学識委員の方々の率直な意見を出していただきたいと思</p>

	<p>いますので、積極的なご発言をお願いいたします。</p> <p>まず、協議第19号【地域審議会の取扱い】を議題といたします。</p> <p>幹事長からご説明をお願いいたします。</p> <p>ただいま議長からご指名をいただきましたので、幹事会の協議会に対する提案、また、その理由等についてご説明を申し上げます。</p> <p>まず、レジュメの2ページであります。地域審議会についてでございます。この審議会については、合併特例法による特例を適用しないで設置をしないということでございます。</p> <p>考え方を若干申し上げますと、杵島6町合併協議会では、地域審議会を設置するという確認がなされておりました。この理由は、合併が非常に広域になること、162平方キロメートルでございますが、そういうことが大きな理由であったと思っております。広域となれば地域の意見が行政に反映しにくくなるという懸念から合併を不安視する要因になる。これを払拭するためには、やはり地域審議会を設置した方がよいという考え方で杵島6町では設置するという決定がなされておったところでございます。</p> <p>今回の考え方につきましては、3町について考えてまいりますと、合併した場合においても、それほど地域が広域にならない、99.46平方キロメートルになりますが、地域が小さくなるということ。それから、地域性が非常に似通っているという点。それからもう1つは、地域審議会を設置した場合に、現在の町を1つの区域として設置するということになると思いますので、旧町意識の温存とか一体感の形成が阻害される、こういうふうなデメリットの方が大きいというふうに私たちは判断をいたしましたわけでありまして。</p> <p>こういう判断の結果、3町合併協議会では設置しないという提案をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 事 長	<p>ありがとうございました。地域審議会の取扱いについてでございますけれども、このことについて今説明がありましたけれども、ご意見、質問等がございましたらお願いいたします。</p>
樋 口 委 員	<p>有明町の樋口でございます。地域審議会を設置しないということ出されておりますけれども、調整内容については異論はございません。ただし、地域審議会にかかわるような組織をぜひつくってほしいと思いま</p>

	<p>す。なぜならば、ここにも載っておりますとおり、住民の意見が行政施策に反映しにくいということが1つの理由でございます、そしてまた、我々も何らかの形で、今後、首長さんとかいろいろな方たちが施策をされる上において、本当に協議会で決議されたことが守られているかということも知りたいということがございまして、ぜひ地域審議会にかわるような3町合同のものをぜひ設置してほしいなということでございます。そういうことで提案いたします。</p>
議 長	<p>今、提案がございましたけれども、これに関連して何かございましたら出していただく、なければ幹事会、事務局の方から協議した結果等についても話をいただきたいと思っております。</p>
幹 事 長	<p>ただいまのご意見はごもっともだろうというふうに思っております。幹事会で検討いたしました中で話が出てまいりましたのは、いわゆる新町ができて新しい町長のもとで、いわゆる執行部の段階で、仮称でございますが、「まちづくり委員会」というふうなものを設置いたしまして住民さんの意見、各階層からの意見を吸い上げ、その意見を町政に生かしていくということで、そういう委員会をつくったら、この審議会の働きというものにかえることができるのではないかという議論をいたしたところであります。</p>
樋 口 委 員	<p>有明町の樋口でございます。私たち、名前だけは、有明町に「有明町まちづくり委員会」というのがあります。これはあくまで任意団体であって、何も無いときは何も話さない、するときだけしようというような組織でございまして、本当に行政に物申すような組織をぜひつくってほしいなという希望でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
幹 事 長	<p>各種委員会が機能していないというところがあるわけですね、いろいろな委員会、審議会があるわけですが。そういうことを踏まえて、今度の委員会というものについては、やはり定期的開催をすとか、いわゆるやり方の問題だろうというふうに思っておりますので、どういったふうな方々を委員会のメンバーにするのか、こういうことについても新しい町長のもとでの協議になってくると思いますが、そういう形でできるだけ行政に町民さんの意見が反映できるような形で執行していければいいのではないかとこのように思っております。</p>

樋口委員	この中にこういう文句等をぜひ入れてほしいなと思っております。
議長	<p>今、意見が出ておりますが、後で整理することといたしまして、ほかに意見ございませんか。</p> <p>今、樋口委員さんの方から、ここでは設置しないものとするという形で終わっておりますが、この後に何かこの言葉といいますか、議事録だけじゃなくて、この中に今のまちづくりのことについて検討していくこと、あるいは設置を含めて検討していくことを明記したらどうかという提言がありますけれども、これについて皆さん方のご意見を聞いて、この中に入れていくということになれば、ここで事務局と相談しながら入れていきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。</p>
古賀委員	<p>有明町の古賀でございます。地域審議会について「設置しないものとする」と断定してありますけれども、先ほど樋口委員さんから意見が出されておりますのに私も賛成でございます。この後、町会議員さんの定数問題とか出てきますけれども、やはり新しい町をつくっていくわけですから、住民の意向が反映されやすいというのは、言いやすい、そういうふうな場というのが必要じゃないかと思っておりますので、ぜひこの調整内容のところは断定しないで、もう少し文言を加えてもらったらと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>今、古賀委員さんからも話が出ましたけれども、皆さん方、それでよろしゅうございますか。よろしいということであれば事務局の方から、あるいは幹事会の方から意見を出していただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	それでは、幹事会の方でよろしく申し上げます。
幹事長	<p>それでは、今のご意見を踏まえまして、尚書きとして文言に付け足すということで提案をさせていただきます。</p> <p>こちらで準備いたしております尚書きの文言を読み上げますので、よろしく申し上げます。</p> <p>「...設置しないものとする。なお、新町の町づくりに住民の意向を反</p>

<p>議 長</p>	<p>映させ、各地域の振興及び均衡のとれた一体性のある町づくりを推進するため、合併後速やかに、組織のあり方等について検討する。」という文言を追加いたしたいということで提案をいたします。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>今、幹事長から提案がございましたけれども、今の意見でよろしゅうございますか。（「もう1回お願いします。」と呼ぶ者あり）</p> <p>大変早口で失礼いたしました。「なお、新町の町づくりに住民の意向を反映させ、各地域の振興及び均衡のとれた一体性のある町づくりを推進するため、合併後速やかに、組織のあり方等について検討する。」、これでも恐らく書きづらいと思いますので、事務局の方から後もって文章を差し上げたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、聞いていただいたとおりですけれども、書き取るのには大変だったということで、今、事務局の方で文章化したものを皆様にお配りをするということにさせていただきたいと思います。趣旨についてはご理解いただいたと思いますけれども、どうでしょうか、よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、そのようなことで整理をさせていただきます。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、協議第19号【地域審議会の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第20号【議会議員の定数及び任期の取扱い】について議題といたします。</p> <p>幹事長からご説明をお願いいたします。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>レジュメの3ページでございます。調整の内容の説明を申し上げたいと思います。</p> <p>議会議員の定数及び任期につきましては、杵島6町合併協議会の際に、経費の面、あるいは新市の住民による新たな負担ということから設置選挙をするということで確認がなされております。その確認の内容に</p>

		<p>沿った形での提案でございます。</p> <p>調整の内容は、1では、合併特例法に規定されている在任特例及び定数特例は適用せず、地方自治法の原則により新町設置の日から50日以内に選挙を行う。2項目として選挙区の問題でありますけれども、選挙区は全町域で1選挙区とするという提案でございます。</p> <p>定数につきましては、議会議員の定数は、3町が合併した場合には人口が約2万8,300人余りになります。定数は26人を超えない範囲となるわけですが、今回の提案では「26人以内」としておりました、最終的に何人とするかは、再度協議をお願いしたいというふうに思っております。今回は地方自治法の原則で選挙をするということのみを提案いたしておるところでございます。</p> <p>選挙区につきましては、一体感形成の助長及び自分の町以外のことも議員の皆様にご存知いただき、新町発展のために力添えをいただく必要があるということから、選挙区を設けなくて全町を1つの区域とするということで提案をさせていただいております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>幹事長から議会議員の定数あるいは任期についてのご説明がございましたけれども、このことについても皆さん方からご意見をお伺いしたいと思います。</p>
	樋口委員	<p>有明町の樋口でございます。私は、原案に賛成でございます。なぜならば、6町の合併のときも、議員は新市設置の日から50日以内に選挙を行うということで決まっておりました。また、今回も地域住民の方にそうであろうということを皆さんに言ってまいりました。だから今回もこういうことについては異議ないと思いますので、ぜひ賛成したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>今、原案といたしますか、提案しております案に対しての賛成もございましたけれども、そのほかにご意見、少数意見その他いろいろあると思いますけれども、どうぞ。</p>
	古賀委員	<p>有明町の古賀でございます。これについては学習会をするために有明町の委員はプリントを早くもらっておりましたので、幸い、婦人会の理事会をしたときに内容についてあらあらお話を皆さんにして意向を聞いたわけですが、もちろん、6町からのつながりでもありますし、</p>

<p>議 長</p>	<p>50日以内に選挙を行うというのは何も言うことございませんが、定数の26人のことでちょっと意見が出たのは、6町で30人であったわけですね。人口が5万2,000人でしたかね、ちょっと多過ぎないかという意見も出ましたけれども、第1期は新しい町ができるのだから大変だろうと。だからここにありますように26人ぐらいは仕方がないねというふうな、だけどもう少し減らしてもいいんじゃないかと、そういう2つの意見が出たことをお知らせしておきます。</p> <p>ほかに、それぞれの議会その他でもいろいろ意見が出ていると思いますけれども、あと福富の方で何かございましたら、どうぞ。</p>
<p>片渕(一)委員</p>	<p>福富の片渕ですけれども、我々も議員の定数に関しましては勉強会をしましたけれども、その中でよく言われるのが民意が反映されにくいのではないかというようなことが、特例を使わないという形で真っすぐいった場合に、そういう意見もございまして、私は、そのとき、民意というのが何なのかというか、どういうことなのかぴんとこなかったものですから、それを具体的に言ってくださいということを申しました。</p> <p>そのときに返ってきたのが、やはり議員さん、新しい議員さんと熟練された議員さんの違いみたいなことを教えていただいたんですけれども、必ずそうなるかというのはちょっと疑問なんです、新しい議員さんを選ぶに当たって、新しい人ばかりになってもちょっとどうかなというのが、議員さんになって何年かかかって勉強をして、それから自治運営に携わるということ。私もその辺は案外理解をしたつもりであります。それは結果論としてそうなるとは言えませんが、特例の2年間のことも少しは皆さんでもうちょっと意見を出していただいた方がいいんじゃないかなというふうな気がいたしますが、どうでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、特例についても意見を出し合って検討したらという趣旨だろうと思いますが、そういうことでいいですかね。</p>
<p>片渕(一)委員</p>	<p>はい。</p>
<p>田 中 委 員</p>	<p>白石町の議会は、特別委員会を昨日開いたわけですが、18名の議員の中で17名は原則どおりでいいということでございます。そして、1名だけが反対だということで、17名の方は全員、原案どおりでいいということです。町民の意思、町長も1人になる、あるいは助役さん、</p>

	<p>収入役さんも1人になっていくわけです。そういうことで議員もやっぱり原則どおり選挙を、合併と同時に解散して、そして選挙をやって、そして新しい人を選んで、その人たちが運営すべきだということで、そういう申し合わせを白石町の特別委員会ではいたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>今、白石町の議会の話がございましたけれども、では、こっちから回って、福富町の議会の全体的な意見といいますか、協議されたことについて何か話をいただきたいと思います。</p>
<p>久原委員</p>	<p>福富の久原でございますが、福富の議会の特別委員会でございますけれども、結論から申し上げますと、全員がぜひ在任特例を採用してほしいという全会一致での意見でございます。</p> <p>なぜかということではいろいろ理由づけはございますけれども、特に合併直後というのは非常に混乱といいますか、そういった面で非常に大変な時期だろうというふうなことから、やはりある程度現職が1年程度、1年ということではございませんけれども、おおよそ1年程度ぐらい在任をしながら新しい町づくりの方向性をつくるべきだというような意見が大勢でございます。</p> <p>もう1つは、特に設置選挙となった場合に、新町の町長と議会議員の選挙が同時に施行されるということになるわけですが、そうなりますとおおよそ50日以内というのが規定でございますので、約50日以内が空白期間ができると。町長もいない、議会も存在しないということの問題も1つはあるようでもございます。</p> <p>そういった意味で、町長選と議会議員の選挙はやはり別々の方がいいんじゃないだろうか、というふうな考え方も中にはございます。ほかにもいろいろございますけれども、一般の方といろんなお話をする中では、やはり合併の効果は経費削減じゃろもん、ということからいけば定数は少なく、あるいは在任特例も使わずに設置選挙をやった方が合併の効果としては即効果が出るだろうと。そういうふうな発想で大方の方がおっしゃられるわけですが、よくよく内容を、本当に深く考えた中で言うておられるのかどうかということについては、いささかの疑問がございます。合併して本当にスムーズに、混乱もなく住民の皆さんの期待にこたえていける体制づくりというのが今一番求められているんじゃないかなと。</p> <p>そういうようなことから考えていきますと、やはり1年程度の在任を使って新しい町づくりをしっかりとやっていくということが現職議員に課</p>

	<p>せられた1つの責任ではなかろうかというふうにも思うわけです。</p> <p>私も議員ですので、非常に誤解を招くことがかなりあるわけです。議員の立場でこういうことを言いますと、延命化だろうとかいろいろ言われます。しかし、私は決して延命化じゃないと。任期が4年ございますけれども、4年を超えるときは確かに延命化ということになるわけですが、4年以内ですから延命化ということは当たらないんじゃないかというふうにも思うわけですし、この辺はいろいろ、どれが正しい、間違っているということじゃなく、本当に住民の皆さんの負託にこたえられる組織づくりのために在任の方が一番いいんじゃないかというところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。有明町の議会からどうぞ。</p>
<p>江口委員</p>	<p>有明町の江口でございます。白石町の議会の皆さん、福富町の議会の皆さん、それぞれの形で話し合いをされておられることと思います。有明町につきましても、先日、特別委員会等を開きまして、この議員の定数の問題、それと特例の問題についていろいろと議論をしているところでございます。もう1回、有明町といたしましては特別委員会等を開きまして、今日の結果を踏まえて、その報告をするというような形で結論を出していきたいというふうに思っております。</p> <p>あとちょっとお尋ねでございますけれども、今回、この7条の特例は50日以内に選挙を行うというような内容でございます。この選挙の期日につきましては、選挙管理委員会等で決定をなされるわけでございますので、新町長のもとで選挙管理委員会等で決定されるものなのか、もしくは旧3町の選挙管理委員会のもとで選挙の期日をお決めになるのか、その辺はどういったことになっているのか、その点についてお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から新町の設置選挙の50日の内容についてご説明をお願いします。</p> <p>50日以内に選挙をするということは法律の中で決まっておりますので、それはそうですけれども、あと選挙管理委員会の方で50日以内のどの時点で選挙をするのかという部分につきましては、ほかのところの事例を見てみますと、合併協議会の中で何月何日と、ここ</p>

	<p>ら辺でめどをつけようということで決めていらっしゃる場所もございますし、それは新町の問題だからということで新町の、最終的には新町の選挙管理委員会の中で日にちがきちっと決まるとは思いますけれども、それを内々で協議会の中である程度の目鼻をつけるのか、つけないのかという問題だけだと思います。</p>
江口委員	<p>そのことについてもう1回お尋ねをいたします。 新町長のもとで選挙管理委員会の皆さんが選挙の期日を決定されるのか。また、旧3町の選挙管理委員会の皆さんが期日を設定されるのか、その点についてお伺いしているわけです。</p>
議長	<p>説明させますけれども、設置選挙の場合は、新町長のもとということではなくて、新町ができてから50日以内に選挙をなささいということなんです。だから、新町長が生まれる前に選挙管理委員会でもって日にちを決めていくということになります。</p>
江口委員	<p>新町長のもとで選挙管理委員会が…。</p>
議長	<p>新町長はいないわけですから。</p>
田中委員	<p>新町長もおらんわけですね。それから、選挙管理委員会が、新しい町長もいないので選挙管理委員会ができておるわけではないわけですよ。そうすると、もとの選挙管理委員会なり何なりかしないと、おらんやろうもん。</p>
議長	<p>その点、説明させますから、いろいろ誤解があるといけませんので。</p>
次長	<p>選挙管理委員会、あるいは教育委員会、そういったところにつきましては、合併をした場合にはこういう形にもっていきなさいという特例がございます。その中で選挙管理委員会につきましては、現在、選挙管理委員会、4人でしたか、ちょっと覚えておりませんが、そういう方を互選をして決めて新町発足の日にはそういった、新しい町長はいませんから、職務執行代理者のもとで暫定的な選挙管理委員会というのがきちっと設けられる形になっております。その中で選挙を行うということですよ。</p>

江口委員	<p>余りにも、設置の日から50日以内ということでしたので、果たしてどうかなというような気がいたしたわけですので。</p> <p>あと参考例として、皆さんもご存じだろうと思いますけれども、今日の佐賀新聞におきまして鹿島市、太良町の合併協議会の報告がなされておったわけですので。それにつきましては、議員の特例法を活かすというような形で小委員会で決定された。その任期につきましては1年2カ月、また、詳しく報酬等についても明記されておりましたけれども、そういったことも踏まえながら今後検討していただきたいというふうに思っております。</p> <p>協議第20号の審議は今日が第1回目でございますけれども、これからいろんな形で皆さん方のご意見等を賜りながら、なるべく20号に沿うように私も一生懸命努力をしてみたい。また、有明町議会につきましても、そういった形なるべく取りまとめていきたいというような考えを持っておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかに。
小野委員	<p>福富町の小野でございますけれども、福富町議会の特別委員会の中での意見と申しますか、そういう点については先ほど久原委員から申し上げたとおりでございますけれども、私はお願いでございますけれども、福富町議会といたしましては、住民の声を反映させるべく、6町の枠組み、そして3町の枠組みについて、町が地域で説明会を開催するときには議員も必ず話し合いに参加をいたして、合併の必要性については十分理解をいただいているという確かな感触を持つ反面、6町から3町の枠組みに変わっても、ほかの町に比べ、福富町の人口規模は一番小さく、その点、合併後、自分たちの生活がどのようになるだろうか。また、自分たちの声は新しい行政に反映されるであろうかという心配や危機感が非常に強うございます。私たち議会といたしまして、その声に押され、これまで在任特例を主張してまいったわけでもございます。</p> <p>今回の3町合併は必ず成し遂げなければならず、白石町や有明町の議会の意見、協議会のご意見を参酌し、譲るべきところは譲り、また、妥協するところは妥協をしていく考えでもございます。合併をしたら、新町では旧町意識を捨て、新町の住民すべてに公平な策を実施していただくものと確信をいたしておるわけでございます。しかしながら、やはり住</p>

<p>議 長</p> <p>片渕(弘)委員</p>	<p>民の代表として議会が合併を議決する上で6町から3町に枠組みが変わり、状況も変わる中、切実な住民の心配や危機感を無視し、性急に結論を出すわけにもまいらないわけでもございます。その点、福富町議会といたしましても、この点、十分議論を尽くしていない面も現在ございます。</p> <p>どうかそういう面をお願いでございますけれども、有明の江口委員が言われるように、継続審議としていただくよう、重ねてお願いを申し上げる次第でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに学識経験者の方。どうぞ。</p> <p>有明町の片渕でございます。議員定数の話というのは非常に難しい問題もあろうかと思えます。ただ、私自身が6町の合併協議会が破綻をしたときに、有明町は12区ございますが、全部に、町民の方々に6町合併をして新しい市をつくりますとお約束をしていたのに破綻に相なりました、申しわけございませんでしたと全部におわびをしてまいりました。その中で、何でだった、どうしてこういう破綻になったんだというお叱りも随分受けました。そのお叱りの中で、原因の1つに、12月議会で廃置分合の議会の議決をしようよということが合併協議会で決まっております。そして、合併をしたら50日以内に選挙をするということも本年4月の統一地方選挙前に決めておこうじゃないかということで決まっております。しかし、選挙が終わった後で、それはもう1回考え直すべきじゃないかとか、いろんな意見が出てきて、お互いの信頼関係を損なって合併することができなくなりました、本当に申しわけございませんとということで回ってまいりました。そういう中で、本当にこれだけの労力を使って合併の協議をして、あなたたちはまたその協議を無にすることのないようにしてくれというお叱りを随分受けました。本当に無にすることがないようにしていかなければならないと思っております。</p> <p>こういうことを変えていくなら、じゃあ今度はそういう6町合併協議会で決めていたこと、それを尊重しようと言いながら、変えていくということになれば、町民の方々に、かくかくしかじか、よって変えざるを得ない、皆さん理解してくださいということをきちんと説明できることをやって、やっていかないと、また町民の方々に本当にお話ができないんじゃないかと思えます。もう1回、この議論を次の回にというお話は</p>
---------------------------	---

	<p>やむを得ないとしましても、それを決めていく中で、やっぱりみんなを説得できる理由を本当に教えていただきたい。それを納得して町民の方々にお話をしていきたいと思っておりますので、ぜひその節には町民の方々に説明ができるような、そして、私自身、納得いって説明できるようなことをぜひ教えていただきたいと思っておりますので、お願い申し上げます。</p> <p>北村委員 白石の北村です。先ほど地域審議会のところでありましたように、デメリットの方の旧町ごとに設置されることによる旧町意識の温存ということが懸念されるということで設置をしないという方向で確認をしたと思います。同じように、同じと言えるかどうかわかりませんが、特例法を使っていくことで、やはり旧町意識というものがそういう形で残っていかないかという懸念がまたあるのではないかとということが1点。</p> <p>結局、住民の声を吸い上げていくとか反映をしていく組織としては、新たにまた置くということのプリントを先ほどいただきましたけれども、そういうものを新町の行政の中に設置するということがあるにもかかわらず、住民の声を反映していくために、組織を強化するためにということで特例法を使うというのは、それは同じことを言っているのではないかと、先ほど審議会のことについて話したことと同じことをおっしゃっているんじゃないかという感じがしました。</p> <p>それと、今、片淵町長が言われましたように、私も6町合併が破綻しましたときにいろいろなところで話をしていまして、やはり合併の効果が経費削減であるということが大きなメリットであったわけですね。そういった中で、6町のとときに30人ということをおそらくみんなで確認した後で、3町になって、それで特例がくるというのはおかしくないかというふうに問われるのではないかというふうなことを私も思いました。</p> <p>そういうことで、結論を言いますと、この原案どおりにぜひ実施してほしいという気持ちです。</p>
<p>香月委員</p>	<p>白石町の香月です。まず、協議第20号の原案については賛成というよりも、その意向でいいかというふうに思っております。</p> <p>ただ、26人以内という定数については、これは当然認可がないだろうというふうに思っておりますので、最終的にはこの協議会において人数を決定し、告示をされるその時点で人数決定がなされるだろうというふ</p>

議 長	<p>うに思っております。その後、選挙管理委員会において選挙をされるだろうと思っております。</p> <p>ですから、定数の件については、今後また検討するという余地を残すということですので、それはそれで結構かと思えますけれども、先ほど特例法を適用するというお話が出ましたけれども、これは反対とか賛成ということではなくて、まずやはり有権者の意向を、その有意性を問うことが必要じゃないかというふうに思います。立候補者の有意性であってはいけないというふうに我々民意は考えているわけですね。というのは、有権者というのは、3町が合併して、こういう人を選びたいということで広域的な場所から選ぶことが必要だというふうに思いますので、この全町1区というのはいいんじゃないかと思えます。</p> <p>それから、新しい時代に3町での合併を迎えるというふうなことであれば新しい議員を選ぶ必要があるわけですから、在任特例でそのまま今の定数で議員運営をやるということは、やはり有権者の有意性を離脱するものだというふうに考えます。</p> <p>ですから、その辺についてはもう少し有権者の意識、意向を十分配慮する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺、十分ご考慮いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>今までいろいろ意見が、両論出ておりますし、この問題ももともと6町合併のとき、先ほど片淵町長さんから紹介がありましたように、話は話として整理ができたものとして、また、いろいろ話があっておりますし、そういうこと。</p> <p>それから、いろんな意見が今出ておまして、このことについては、これは私の方の整理といいますか、私の方で整理をするについては、次回にこのことについて再度議論を、議論といいますか、ある程度して、どういう形で取りまとめていくか、こういうことも含めて次回には整理をしたいというふうに思っておりますので、一応継続協議で、今日の後の方の時間もございますので継続協議にさせていただいて、そして次回にそういう整理をさせていただく。いずれかの方法で整理をさせていただく。整理の仕方については、また皆さんにもお話をしますけれども、させていただくことにしたいというふうに思っておりますけれども、そういうことをご理解をいただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。</p>
-----	---

古賀委員	<p>有明町の古賀です。お願いでございますけど、6町のとき、私は議会議員の定数と農業委員会の小委員会に入っております、非常に平行線でございます、この定数と任期の問題はですね。だから、今日ここでそれぞれの意見が出まして非常に複雑な思いで聞いております。先ほど議長さんは継続審議にするとおっしゃいましたけど、できるだけ早くこれは解決してほしいと私は思うんですよ。それはできないということはないと思います。</p>
議長	<p>もう少し協議をして努力もしたいという話も出ておりますし、今ここで、じゃあという話もちょっとやりにくい面もございます。できるだけ早いという意味では次の協議会が25日でございます。ですから、25日にはこの問題の整理をしたいというふうに考えておりますので、それまでには十分そのことをあれしながら、次の25日には結論を出していきたいというふうに思っております。</p>
古賀委員	<p>ずっと平行線でございます、前からのことを言っはなんですけども、12回ぐらいやりましたけれども。だから、ここで率直に言いますと、議員代表の方と我々一般の住民から出てきた人の意見対立だったような感じがするんですよ。だから、またそういうふうになるのかなと思って非常に複雑な思いと、どうしてだろうなというふうな気持ちでいっぱいでございます。だから、25日に第4回がありますけれども、そこでは早く決着をつけてもらった方がいいんじゃないかというお願いでございます。</p>
議長	<p>先ほど言いましたように、25日にはいずれかの方法で、皆さんにもいろいろ話をしながら、どういう形で、極端に言うと、例えばいろいろあります、採決の方法もあります、あるいは皆さんの意見がすべて一致すればそれでもいいし。先ほどから話が出ておりますように、例えば、福富の小野委員さんも、そういう案に沿うように、いろんな意見があるけれども、それはそれなりに努力をしてみたいとか、有明の江口委員さんからも、これに沿うように努力をしたいという話もございましたり、そういうことを含めて次回の25日には、後に延ばすということは、これは皆さんもそう思っていたきたいと思います。延ばすということはやらないということで25日に整理をするというような、確認事項として整理をするということでご理解をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>

<p>議 長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、そういう形にさせていただきます。</p> <p>次に、協議第21号【農業委員の定数及び任期の取扱い】について議題といたします。</p> <p>これについても幹事長から説明をお願いいたします。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>レジュメの4ページでございます。農業委員会の委員の定数及び任期についてご説明を申し上げます。</p> <p>この委員の定数、任期につきましては、杵島6町合併協議会においては、小委員会に付託をされまして協議会における本格的な協議までには至っておりませんでした。</p> <p>調整の内容は、農業委員会の選挙による委員は、合併特例法に規定をされております在任特例を適用することとして、その在任期間は平成17年7月19日までとしております。2番目に、選挙による委員の本来の定数は、農業委員会等に関する法律に基づきまして30人とするというものでございます。</p> <p>7月19日の根拠は、合併成立後に一番早く任期満了が到来いたします福富町の農業委員さんの任期満了の日までという根拠であります。約7カ月余りということになります。</p> <p>在任特例を適用する考え方でございますが、合併をした日から50日以内に一般選挙を行うことになりましたけれども、この間、農業委員がないという形になります、在任特例を使わないということになると。そうすると農地法の処理関係の事務、こういうものができなくなるという状態になるわけでございます。農業委員会事務局の職員も農業委員会が任命をするということになっておりますので、その間、職員も存在をしない、こういうことに相なるわけでございますので、在任特例を使うという決定をいたしましたところでございます。</p> <p>町長がその職務を代行できるかということ、農業委員会の固有の事務については、町長において代行できないという法律になっておりますので、耕作の証明、相続税等の納税猶予に関する適格証明、こういうものについて農業委員会関係の事務が滞るということになり、住民の方に不利益を与えるという結果になるわけでございますので、在任特例を使うという提案をいたしておるところでございます。</p> <p>そこで、農業委員会の選挙による委員につきましては、在任特例を適用することとして、その期間は合併後、一番最初に任期満了を迎えます</p>

	<p>福富町の任期までという提案でございます。在任特例の期間内に選挙を行いまして、選挙による委員を選出するということになりますが、その定数は合併時ということ considering、法律の上限であります30人ということで提案をいたしておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見を賜りたいと思います。ご意見ございませんか。</p>
久原委員	<p>福富の久原です。この件につきましては、私は6町のときの小委員会に参加させていただいていたわけですが、これは原案に賛同したいと思っておりますけれども、ただ、ちょっと気になりますのが、在任特例をやった後の、いわゆる任期満了後に次の選挙ということになるわけですが、その際、会議議員の場合は当然だと思いますけれども、全町で1選挙区という定めで前段協議されたわけですが、ただ、農業委員さんの場合も全町を1つの選挙区にするのか、あるいは旧町単位を選挙区とするのか、その辺の見解を。6町のときは旧町を単位とする選挙区で確認をされておったというふうに記憶しておりますけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>選挙区の問題についてですけれども、今話がありました中で、任期満了後選挙じゃなくて、任期満了前の選挙になります。空白をつくらないために延ばすわけですから、例えば7月が満期だということ6月に選挙をすとか、その前に準備をして、そういうことになります。そういうふうにご理解いただきたいと思ます。</p>
幹 事 長	<p>ご説明をいたします。ただいま説明をいたしましたとおり、7月19日までは在任するわけでありす。その在任期間の最後の辺に選挙という形になると思ます、新町の農業委員会が在任であるわけでございますので、この農業委員会の中で選挙をどういう形で実施するかというのは決定をしていただくことになるだろうと思ます。</p>
議 長	<p>ほかに何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>なしということでございますので、協議第21号【農業委員会の定数</p>

<p>議 長</p>	<p>及び任期の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>それでは、ここで10分程度休憩をさせていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>これからの部分については、前回同様、申しわけございませんけれども、関連がございますのは一括説明をして、そしてそれぞれ意見を伺いながら整理をしていきたいというふうに思いますが、そのやり方によるしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、そのようによろしく願いいたします。</p> <p>それでは、協議第22号【地方税の取扱い】について、協議第23号【使用料、手数料等の取扱い(窓口業務関係の取扱い)】について、協議第24号【納税関係の取扱い】についての3件を一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、事務局からご提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど議長が申し上げましたように、協議第22号から協議第24号まで一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、協議第22号【地方税の取扱い】についてでございます。</p> <p>調整の内容といたしましては、「市町村民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税及び納期については、3町差異がないため、現行のとおりとする。」ということにいたしております。</p> <p>下の方に資料ということで、5ページから9ページまで、それぞれ税目ごとに載せております。ご覧いただければ、それぞれ3町とも違いはございません。このように合併後も現行のとおりということにいたしております。</p> <p>10ページをご覧させていただきたいと思います。前納報奨金制度のことでございます。前納報奨金制度というのは、個人市町村民税、固定資産税につきまして、納期前に納付をした場合に報奨金を支払う制度でございます。調整の具体的内容にありますように、前納報奨金制度の報奨金率については、ここに挙げてありますように、白石町、福富町、有明町の3町とも100分の0.5ということで同じでございます。違いはござい</p>

ませんので、こういうことで現行のとおりということにしております。

また、下の方の交付限度額につきましては、3町とも設けておられませんが、限度額につきましては設けないということにいたしております。

11ページをお願いいたします。協議第23号【使用料及び手数料等の取扱い（窓口業務関係の取扱い）】についてでございます。

手数料につきましては、3町とも地方自治法に基づきまして条例により手数料の額や徴収の方法などを定められております。合併に際しましては、この取扱いにつきまして新しい町が発足する段階までに、その種類とか金額、徴収の方法について円滑に移行できるように調整していく必要がございます。そのようなことから調整の内容といたしましては、「窓口業務関係手数料については、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併時に統一する。」ということで提案をしております。

手数料の状況ということで次のページにかけまして載せております。この中でアミかけの部分の7番の住民票の記載事項証明（全員分）の手数料が違っております。そういうことで調整といたしましては、4番の住民票の写しの交付の全員分、それと10番の戸籍の附票の写しの交付、閲覧（全員分）、これが3町とも400円ということになっております。そういうことで格差を是正するということで、住民票の記載事項の証明（全員分）につきましては、白石町の額、400円ということで調整を行っております。

次に13ページをお願いいたします。協議第24号【納税関係の取扱い】についてでございます。

調整の内容といたしまして、1番目に「納税組合の補助金制度については、合併後に各町の現状を考慮し、新たに交付基準を策定する。」ということにいたしております。2番目に「納税組合については、合併後、他市町村の動向を踏まえながら、納税組織の見直しなどを含めて検討する。」ということにしております。

次、調整の具体的内容でございますが、1番に「納税組合の構成については、白石町の例による。」といたしております。このことにつきましては、納税組合は10世帯以上の班を単位として組織することができるということにしておりますが、1つの班の全世帯が加入される場合につきましては、10世帯未満でも納税組合を組織することができるということにしております。

次に、交付対象税目についてでございます。これは3町とも同じでございます。住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の4つ

	<p>の税目ということにいたしております。</p> <p>次に、3番目の交付率についてです。これは各町違いがあります。3町の現状を考慮いたしまして、各納期までに完納された場合は完納額の1%、各納期までに95%以上納付された場合につきましては納付額の0.5%、年度末において年税総額を完納された場合につきましては、年税総額の1%を報償金として交付するという白石町の例によって行うということにいたしております。ただし、これにつきましては1人につき交付限度額を設けておりまして、2万円としております。</p> <p>次に、4番目でございますが、14ページを開いていただきまして、上の方に納税組合 2ということ載せておりますが、納税組合の設置補助金や部落完納表彰などの手当を支給されております。また、完納表彰等も現在行われております。これにつきましては合併後に廃止をするということにいたしております。ただし、事務費の謝礼につきましては、有明町の例により実施をするということにいたしております。</p> <p>以上、簡単でしたが、協議第22号から協議第24号につきまして一括してご説明を終わらせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>協議第22号から協議第24号まで一括して説明をいたしましたけれども、協議第22号【地方税の取扱い】についてご意見がございましたら、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
次 長	<p>資料の10ページをお願いします。「前納報奨金制度の報奨金率については、現行のとおりとする。」ということになっております。交付限度額についても現行のとおりでございますので、「前納報奨金制度については、現行のとおりとする。」ということでご訂正をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>今、訂正がございましたけれども、よろしく願いいたします。</p> <p>先ほど、異議なしということございましたので、協議第22号【地方税の取扱い】については、確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第23号【使用料、手数料等の取扱い(窓口業務関係の取扱い)】について、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>ないということでございますので、協議第23号【使用料、手数料等の取扱い(窓口業務関係の取扱い)】についても、確認済みとさせていただきます。</p> <p>それでは、協議第24号【納税関係の取扱い】についてですが、ご意見どうぞ。</p>
堤 委 員	<p>福富町の堤でございます。この納税組合の報償金につきまして、完納した場合は1%ということが出ておりますが、福富町が3%、有明町が2%、白石町が1%となっております。率につきましては中ぐらいをとるといようなことが出ておったわけでございますが、この辺につきましてどうして、3%のところもあるし、2%のところもありますけれども、有明の2%ではいけないのかなということでご質問申し上げたいと思います。</p>
住 民 部 会 長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>調整案でございますが、各納期までに完納された場合には1%、年度末におきまして再度1%交付いたしますので合計2%を交付するということが調整がなされております。(発言する者あり)</p> <p>先ほど申し上げたとおり、1%、2%、3%とございますが、その中間をとりまして2%にしていこうということで調整案はなっているところでございます。</p>
次 長	<p>まず、納期までに完納します。そこで1%の前納報奨金が入ってきます。そして、最終的に年度末になった段階で総額を完納されておけば、そこでまた1%加わるということですから、きちっと完納されておけば、そこで2%分が最終的には入ってくるという形になります。</p> <p>わかりました。</p>
議 長	<p>福富の場合、あの方の1%は入ってきませんから。ですから、今言われた中間の2%にトータルはなりますということでございます。そういうことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないということでございますので、協議第24号【納税関係の取扱い】</p>

<p>局長</p> <p>議長</p>	<p>につきまして、確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第25号【ごみ、し尿処理の取扱い】について説明をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、協議第25号【ごみ、し尿処理の取扱い】についてご説明申し上げたいと思います。</p> <p>ごみ、し尿処理の取扱いにつきましては、調整の内容といたしまして、「ごみ・し尿処理の取扱いについては、住民生活に極めて密接に関係するため、地域性を考慮し、急激な変化を及ぼすことがないように調整をする。なお、ごみ処理については、新町において施設整備等の検討を含め、新たに一般廃棄物処理基本計画を作成する。」ということにいたしております。</p> <p>次に、調整の具体的内容でございますが、1番のごみの収集品目につきましては、各町ほぼ統一されていますが、一覧表の中で資源ごみである容器包装プラスチック類に違いが見られます。当面、現行のとおりとし、合併後に統一することにしております。2番のごみの収集回数及び場所につきましても各町違いがありますので、住民サービスの低下を生じないように当面現行のとおりといたしまして、合併後に統一をすることにしております。</p> <p>次に16ページをお願いいたします。ごみ袋の種類及び販売単価についてでございます。このことにつきましては、「合併時に次のとおりとする」ということで下に一覧表を挙げておりますが、現在のごみ袋の種類、販売単価を各町ごとに載せております。販売単価につきましては、低い方の額に合わせるということで調整を行っております。合併時に右端の調整額に示しておりますように、例えば、可燃ごみの大きいものにつきましては35円、小さいものにつきましては25円ということで調整額ということで挙げておりますが、この単価に統一をすることにしております。</p> <p>次に17ページをお願いいたします。し尿処理の取扱いについてでございます。し尿処理につきましては、3町とも違いはございませんので、現行のとおりとするということにいたしております。</p> <p>以上でご説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
---------------------	--

古賀委員	<p>ちょっとわからないのでお尋ねですけれども、15ページに表がございまして、資源ごみのところですね。古紙、古布、容器包装紙類が白石町は婦人会指定集積所となっています。これは婦人会さんたちがボランティアでなされているものなのか、全くのボランティアなのか、それとも幾らかそこに還元があっているものかをちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
住民部会(川崎)	<p>白石町でございます。ただいまのご質問でございますけれども、古紙、古布等につきましては、それと容器包装の一部、アルミ缶関係でございますけれども、これについては婦人会にお願いをしているというふうなことでございます。手当と申しますか、一部は役員さんに手当程度をやっているというふうなことでございます。</p>
古賀委員	<p>古紙、古布もでございますか。この項目3つの手当があるということですか。</p>
住民部会(川崎)	<p>3つしてもらって役員さんと会長さんに手当という形になっております。</p>
古賀委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにもございせんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>なしということでございますので、協議第25号【ごみ、し尿処理の取扱い】については、ご了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。 続きまして、協議第26号【国民健康保険事業の取扱い】について議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>18ページでございますが、協議第26号【国民健康保険事業の取扱い】についてということで説明をいたしたいと思います。 国民健康保険事業につきましては、市町村が保険者となり、被保険者の世帯主から保険料を徴収いたしまして、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して保険給付を行う事業でございます。</p>

調整の内容といたしましては、ここに挙げておりますように、「国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、次のとおり取り扱うものとする。」ということで、「(1)国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る」ということにいたしております。

次に、調整の具体的内容といたしましては、「国民健康保険税率については、直近の医療費の動向を考慮して、合併する年度の翌年度から白石町の例を基準に統一する。」ということといたしております。そこで、保険税率を白石町の税率を適用した場合にどのようになるかということで、この資料の20ページから次のページにかけて資料を載せております。かいつまんで説明をいたしたいと思います。

まず、20ページの1でございますが、下の方に平成15年度の需要額ということで載せております。右側の方のアミかけの部分をご覧くださいと思います。

まず、保険給付費でございますが、これにつきましては直近の14年10月から15年5月までの療養給付費の実績をもとに年間推計を行っております。3町で約18億6,600万円ということになっております。保険税につきましては、保険税で賄う額をその35%ということで考えますと、約6億5,300万円ということになります。収納率につきましては、14年度の平均収納率が95.86%ということになっておりますので、保険税として必要な額、つまり国民健康保険の需要額は、ここにありますように約6億8,100万円ということになります。そこで、保険税で約6億8,100万円を確保するためにはどれくらいの税率が適当であるのかということで、次のページを見ていただきまして、平成15年度の最新の課税状況をもとに、白石町の現行の税率を適用した場合どうなるのかということでシミュレーションを行っております。

この表を見ていただきますと、アミかけの部分でございますが、「調定総額+軽減額」という欄がございます。この額につきましては、先ほど言いましたように、需要額約6億8,100万円、これを十分満たした額となっております。

それと、白石町の現行税率は、賦課割合の中で応能、応益、45対55が理想的な範囲でございますが、この中で応能割が47.74%、応益割が52.26%ということで入っております。そういうことから軽減税率につきましては7割、5割、2割の適用を受けられるということになります。

	<p>また、下の方に各年度末の基金の保有額ということで、この保有状況を見ますと、今後、医療費の上昇とか税収が減少するということになりましても、この資料の中では今後平成21年ぐらいまでは白石町の税率であっても、ある程度個々の運営につきましては維持できるだろうという資料になっております。</p> <p>そういうことで、調整案はそのような方向で挙げている次第でございます。</p> <p>次に、戻っていただきまして、調整の内容の(2)でございます。18ページでございます。国民健康保険の財政調整基金についてでございますが、次のページに基金の名称や平成15年3月末現在の各町の保有額を載せております。名称等は各町ごとに違っておりますけれども、これらの基金につきましては、合併時に各町の保有額につきましてはすべて持ち寄るといふことにいたしております。</p> <p>下の方に載せておりますように、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金につきましては、合併時にそれぞれ基金を設置いたしまして、新しい町においても貸付制度行うということにいたしております。</p> <p>次に保険事業についてでございますが、これは20ページに載せておりますけれども、この保険事業につきましては、現在、人間ドックと脳ドックの2つの事業が取り組まれております。取り組む方法等に若干違いがございますので、この調整の内容といたしましては、保険事業につきましては、現在実施している町に準じて統一を図り、新しい町において実施をするということの調整の内容といたしております。</p> <p>次に、その下の国民健康保険運営協議会についてでございますが、ここに3町の方を載せておりますように、現在、3町とも国民健康保険法に基づきまして国民健康保険運営協議会を条例をもって設置されております。この協議会につきましても、新しい町において新たに設置をするということにいたしております。</p> <p>以上で協議第26号につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>議長 協議第26号【国民健康保険事業の取扱い】についてでございますけれども、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>議長 異議なしということでございますので、協議第26号【国民健康保険事業の取扱い】については、ご了承いただいたということで確認済みと</p>
--	--

<p>局長</p>	<p>させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第27号【各福祉制度（高齢者福祉の取扱い）】、協議第28号【各福祉制度（母子、児童福祉の取扱い）】、協議第29号【各福祉制度（障害者福祉の取扱い）】について、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第27号から協議第29号まで一括してご説明をしたいと思います。</p> <p>まず、協議第27号【各福祉制度の取扱い（高齢者福祉の取扱い）】につきましてご説明をいたします。資料につきましては21ページでございます。</p> <p>調整の内容といたしましては、「高齢者福祉の取扱いについては、高齢者がいつまでも生きがいを持ち続けられ、安心して暮らせる環境づくりに配慮し、調整に努める。」ということにしております。「（1）国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。（2）各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。（3）新町において、老人保健福祉計画を策定する。（4）敬老祝金については、従来の実績をふまえ、支給額等を統一する。（5）敬老会については、実施内容を統一し、旧町単位で開催する。」といたしております。</p> <p>次に、調整の具体的内容といたしまして、まず、敬老祝金についてでございますが、福富町、有明町につきましては、町の方でやっております。白石町は社会福祉協議会でやっておりますが、それぞれ敬老祝金は支給をなされております。対象年齢及び支給額に3町それぞれ違いがございます。これを統一するというので、調整の具体的内容に挙げておりますように、80歳の方に1万円、85歳の方に1万5,000円、90歳の方に2万円、95歳の方に3万円、100歳以上の方には5万円を支給するというので調整を行っております。</p> <p>22ページをお願いいたします。下の方に敬老会の開催状況を載せております。これも各町の内容に違いがありますので、調整の内容といたしましては、調整の具体的内容に挙げておりますように、実施日及び場所につきましては、老人週間の期間中に旧町単位で開催をするということにしております。対象者につきましては、3町とも同じでございますが、75歳以上の者とするということにしております。3点目の記念品料等につきましては、合併後調整をするということにしております。</p> <p>23ページでございますが、生きがい対応型デイサービス事業でござ</p>
-----------	---

います。3町とも補助事業により実施されております。この事業につきましては、合併後に参加料を統一し、実施することにしております。

24ページをお願いします。配食サービスについてですが、3町とも同じ内容で実施をされております。合併後も引き続き実施をすることにしております。

次に、下の方の老人緊急通報システム事業についてでございますが、3町とも実施をされております。老人緊急通報システムの事業内容の中で委託先とか機種等に違いが見受けられます。合併後に委託先等を統一いたしまして実施することといたしております。

なお、個人負担につきましては、これは杵島6町合併協議会の中でも確認をしていただきましたが、利用料につきましては無料とし、設置費用を有料ということで調整を行っております。

次に25ページです。協議第28号【各福祉制度（母子、児童福祉の取扱い）】でございますが、各福祉制度の取扱いの中で2番目の母子・児童福祉の取扱いについてご説明をいたしたいと思っております。

調整の内容ですが、「母子・児童福祉の取扱いについては、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、子育てしやすい環境づくりに配慮し、調整に努める。」こととしております。

(1)の国・県が定める制度に基づき実施している事業、具体的には母子、父子、寡婦、医療費助成、児童手当などの事業に取り組まれておりますが、引き続き推進をしていくこととしております。なお、各町違いがある事業内容については、新しい町において調整をしていくこととしております。

(2)でございますが、各町が独自に実施している事業、延長保育とか障害児保育、乳幼児保育などに取り組まれておりますので、そのような事業につきましては、従来の実績を考慮し、一体性確保の原則により、新町全体の均衡を保つように調整をしていくこととしております。

(3)の保育事業につきましては、住民福祉の向上の原則により、現行の水準が低下しないように努め、統一化を図ることで調整をしたところであります。

ここにそれぞれ保育所の施設関係について下の方に挙げておりますように、現在、保育所につきましては3町で7つの公立保育所があります。基本的には現行のとおりとすることといたしまして、新しい町において児童福祉計画を策定する中で検討、調整をしていきたいということで考えております。

26ページをお願いいたします。保育料関係についてでございます。

現在、3町では国の徴収基準額を参考にしてそれぞれ保育料が定められております。見ていただきますとわかりますように、徴収金額が異なっております。保育料につきましては、国の保育料の徴収基準額のうち、どの定員の基準額を採用するかで保育料の額が異なってまいります。3町の公立保育園で最大の定数は160名でございますので、定員151名以上の徴収基準額を採用したところでございます。階層区分につきましても、町において独自に階層区分を設けてあるところもありますので、このことにつきましては国の基準どおりに統一をするということにいたしております。また、減免率につきましては、原則10%とし、各階層ごとに現在の保育料と余り差が出ないように調整を行ったところであります。

また、福富町が実施をされております18歳未満の児童につきましては、25ページに載せておりますが、児童が3人以上同居している場合につきましては、第3子以降の1人入所については、新しい町においても減免率を30%とするということの調整の具体的内容ということにいたしております。

また、合併年度の残存期間につきましては、現在の保育料で措置をするということにいたしております。

これで協議第28号につきましては終わらせていただきます。

次に、協議第29号【各福祉制度の取扱い(障害者福祉の取扱い)】でございます。

調整の内容といたしましては、「障害者福祉の取扱いについては、家庭や地域において、生きいきと生活し活動できるように配慮し、調整に努める。」ということで調整を行ったところでございます。

下の方に重度心身障害者タクシー利用助成事業や、次のページに寝具洗濯の乾燥サービス事業ということで挙げております。これらの事業につきましては、各町それぞれ実施状況に若干違いがありますので、これらの事業につきましては、従来の実績を考慮し、新しい町において全体の均衡を保つように合併時に調整をするということにいたしております。

それから、障害者福祉計画についてでございますが、新しい町において策定をするということにいたしております。

非常に簡単でございますけれども、協議第27号から協議第29号まで一括して説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長	<p>協議第27号から協議第29号まで、福祉制度についてそれぞれ説明をいただきました。</p> <p>まず、協議第27号【各福祉制度（高齢者福祉の取扱い）】について、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
樋口委員	<p>有明町の樋口でございます。24ページの2番目に「老人緊急通報システム事業については、合併後に委託先・機種等を統一し、実施する。なお、個人負担については、利用料を無料とし、設置費用を有料とする」となっております。設置費用の金額等が白石には入っておりますけれども、この金額でいくものでしょうか、1万5,750円となっておりますけれども。</p>
福祉部会長	<p>福祉部会長をしております白石町の大串です。ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>福富町、有明町とも設置料については幾らか差異がございまして、有明町の例で申しますと9,870円、これに消費税の5%が入ってまいります。ですから、1万363円という金額になっております。この点については先ほどの説明のとおりでありまして、白石町は火災センサー、それからガス感知器を取りつけておりますので高目になっているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
樋口委員	<p>現行のとおりということですね。</p>
議 長	<p>白石町の例にはよらないで、有明町の現行によるということでしょう。</p>
福祉部会長	<p>調整の具体的内容に書いておりますように、合併後に委託先、それから機種等を統一して、それで実施するというところで、白石町、有明町というふうには限定はいたしておりません。</p>
樋口委員	<p>そうってから金額は決めるということですね。</p>
議 長	<p>今、説明がありましたのは、機種、委託先を決めて、その有料のものを願います。ただ、そのとき、どれにするかどうかですけれども、そ</p>

<p>田中委員</p>	<p>れをもとにして有料にして決めていくということですね。</p> <p>6町合併のときには、この設置費用については、月に1,000円ずつ出して、そして幾らか金額を決めて、そこまで終わろうということを決めていったと思いますが、決定してませんでしたかね、そこは。そういうふうにしようかというところまでいったわけでしょう。</p>
<p>次長</p>	<p>6町のときのお話につきましては、金額が例えば1万5,000円なら1万5,000円、どうなるかわからない状況でしたけれども、そのときに1,000円ずつとして、例えば1万5,000円なら15カ月でもいいじゃないかとか、そういう話が出ておりましたけど、最終的にはそういう形で15カ月とかいろいろ区切ってしまえば問題が出てくるでしょうということで、分割払いよりも一括がいいんじゃないでしょうかというような議論で終わったかというふうに思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、協議第27号【各福祉制度（高齢者福祉の取扱い）】については、ご了承いただいたということで確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第28号【各福祉制度（母子、児童福祉の取扱い）】についてご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>なしということでございますので、協議第28号【各福祉制度（母子、児童福祉の取扱い）】についても、ご了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第29号【各福祉制度（障害者福祉の取扱い）】についてご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>なしということでございますので、協議第29号【各福祉制度（障害者福祉の取扱い）】についても、確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第30号【社会福祉協議会の取扱い】について、協議第31号【保健衛生の取扱い】についてをまとめて議題といたします。</p>

<p>局長</p>	<p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第30号、協議第31号につきまして一括して説明をいたしたいと思います。</p> <p>まず、協議第30号【社会福祉協議会の取扱い】について説明をいたします。</p> <p>資料につきましては30ページでございます。3町の社会福祉協議会の概要や事業内容ということで下の方に挙げておりますけれども、現在、社会福祉協議会においても、住民ニーズの把握のための各相談事業、また、調査活動、住民意識啓発のための広報活動、それから福祉教育、ボランティア活動の推進、さらには住民の自主的な参加を得た食事サービス、ホームヘルプサービス事業を初めとした在宅福祉サービスの実施など、住民の声を反映しながら福祉の町づくりのために社会福祉協議会では各事業を進められております。</p> <p>31ページから32ページにかけて社会福祉協議会への各町の委託事業、社会福祉協議会で取り組まれている単独事業などを記載しております。この中で市町村合併に関する法律というのがありまして、この規定を申し上げますと、合併関係市町村の区域内の公共的団体等、これは当然、社会福祉協議会も入るわけでございますが、市町村の合併に際しましては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないという規定が合併特例法第16条、第1項、第8号に規定をされております。そういうことで調整内容に挙げておりますように、「社会福祉協議会につきましては、合併時に統合できるよう調整に努める。また、新町は社会福祉協議会と協力しながら、福祉サービスの質の向上や地域福祉の充実に努める。」ということで提案をしております。</p> <p>次に、協議第31号【保健衛生の取扱い】について説明を申し上げます。</p> <p>33ページでございます。調整の内容といたしましては、「保健衛生の取扱いについて、住民の健康の保持増進に配慮しながら、住民サービスの低下を生じないように調整する」ということにしております。「(1)各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の統一を図る。(2)結核予防事業及び予防接種事業については、基本的に現行のとおりとする。(3)乳幼児医療助成事業については、小学校就学前までを対象とする。」ということで調整の内容といたしております。</p> <p>次に、調整の具体的内容について説明をいたします。</p>
-----------	---

	<p>成人健康診査につきましては、病気の予防と健康保持を目的として行われておりますが、個人負担額につきましては3町違いがあります。これを統一する方向で、これにつきましては各種検診費用の3割を原則として、下の方に示してあります調整案の額ということで、成人健康診査につきましては、基本健診、39歳以下につきましては、対象者を18歳から39歳、個人負担を1,300円という額を調整案ということで挙げております。</p> <p>次に、予防接種事業でございますが、予防接種法に基づき、市町村が実施を義務づけられております三種混合、二種混合の実施方法についても違いがございます。このことにつきましては接種を受けやすくするために個別接種の方向で調整をするということにいたしております。</p> <p>34ページをお願いいたします。乳幼児の医療助成事業についてです。乳幼児医療は、乳幼児の医療費の自己負担分を3歳未満児につきましては県と市町村でその費用を、3歳以上につきましては市町村が独自の施策で全額を負担しているものであります。3歳未満児につきましては、県の要綱に基づきまして実施しておりますので、現行のとおりということで実施をすることといたしております。3歳以上の幼児につきましては、小学校就学前の全疾患を対象として実施をするということで調整を行っております。また、助成内容についてでございますが、このことにつきましては新しい町において調整をするということにいたしております。</p> <p>以上、一括して説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>協議第30号と協議第31号について説明いただきました。</p> <p>最初に、協議第30号【社会福祉協議会の取扱い】についてご意見を伺いたいと思いますけれども、ご意見ございませんか。</p>
<p>久原委員</p>	<p>福富町の久原です。30ページですけれども、各町の、これは臨時的職員も含めてということですが、職員数に相当差があるようでございますけれども、その内容を教えていただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>福富町の場合の14名というのは、嘱託の人と正式職員とで4名ですね。そのほかは、例えばデイサービスをしたりとかいろんなことをやる時に臨時的に雇っている人まで加えているものですから、8名がそこに加わっております。常勤の人数ではございません。それから、有明町</p>

福祉部会長	<p>はどうなっておりますか。</p> <p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>福富町のことにつきましては、今、議長さんからお答えいただきましたように、職員が4名、臨時が8名です。有明町につきましては、職員は11名、嘱託が1名いらっしゃいます。白石町については、4名がそのまま職員ということでございます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ほかにないようでございますので、協議第30号【社会福祉協議会の取扱い】につきましては、ご了承いただいたものといたしまして確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第31号【保健衛生の取扱い】について、ご意見、ご質問がございましたら出していただきたいと思っております。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ないようでございますので、協議第31号【保健衛生の取扱い】についても、ご了承いただいたものとして確認済みとさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の協議事項は、すべてを終了いたしましたところでございます。議事進行には皆さん方のご協力、大変ありがとうございました。</p> <p>その他につきまして事務局の方からございましたらお願いいたします。</p>
次長	<p>今日、委員の皆様方に通知文を差し上げております。これにつきましては町村合併の講演会がございますというご案内でございます。今回は総務省の合併推進課の課長さんが来られまして今後の合併のことについてお話をされるということでございます。日時が16年1月8日、木曜日、13時30分から15時30分、場所がマリトピアでございます。参加者についてでございますけれども、各町の町長さん、議長さん、幹部職員さんにつきましては、各町の方に割り当てで4名以内でお願いいたしますということが来ておりますので、その中で対応されると思っております。あと、町長、議長以外の合併協議会の委員さんにつきましては、次のところの各合併協議会委員・事務局職員ということで、1協議会当たり2</p>

<p>副 会 長</p>	<p>名以内でお願いをいたしますということで来ておりますので、もしこのお話を聞きたいという委員さんがいらっしゃいましたら、締め切りが12月22日までということになっておりますので、12月19日の金曜日までに事務局の方にご連絡をいただきたいと思います。会場の都合もありまして、飛び入り参加というのはなかなか難しいのではなかろうかというふうに考えておりますので、2名ということでありませけれども、若干の余裕もあるかと思っておりますので、皆さん方、ご出席されるということであればお願いしたいと思います。</p> <p>それと、今、名称募集をやっております。事務局の予想よりも若干下回った形での名称募集になっておりますので、委員さん方から地域の皆さん方に話をさせていただきまして、もっと名称の募集をいただくようお願いをしたいと思います。本日、受け付けのところに名称募集の応募用紙がありますので、三夜待というようなところで配ってみたいというようなことがございましたら、帰りに受け付けの方で差し上げたいと思っております。</p> <p>最後に、次回の日程でございますけれども、次回は12月25日、木曜日、白石町総合センターホールにおいて行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>長時間にわたりましてご協議いただき、お疲れさまでございました。今、申されましたとおり、12月25日が白石町で1時30分からの開催でございます。委員の皆さん方のご出席をお願いいたします。</p> <p>これをもって第3回白石・福富・有明3町合併協議会を閉じさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>
--------------	---